

---

---

## 北海道盲導犬協会における 社会適応訓練事業の現状と課題

北海道盲導犬協会

鈴木 善浩\* 長崎 史明\*

---

---

### はじめに

北海道盲導犬協会（以下、協会という）は1970年に札幌市視力障害者福祉センターの職員と、そこに集うボランティアの活動により誕生した。設立以来、一貫して盲導犬の育成及び貸与事業を行ってきたが、その間、ケースの面接や歩行指導、あるいは相談業務等を通じ、視覚障害者のニーズの多様性や、とりわけ受障まもない視覚障害者の生活訓練等早期リハビリテーションの必要性を感じる場面が少なくなかった。北海道におけるこれらの訓練は国立函館視力障害センターや盲学校で、入所者や生徒の一部を対象に行われてはいたが、総合的かつ専門的な歩行訓練や社会適応訓練を在宅の視覚障害者に提供している機関はなかった。

協会では1983年に札幌市内在住の視覚障害者を対象に、訪問による歩行指導及び日常生活訓練を開始したが、さらにサービスを拡大するためには何より専門指導員の養成が急がれた。

日本ライトハウスが実施している厚生省委託歩行指導者養成課程(歩行養成)に職員を派遣するようになったのは、当初歩行訓練士の資格をもつGDMI (Guide Dog Mobility Instructor, 盲導犬歩行指導員)の有効性に着目したからであったが、後にこれが北海道での視覚障害リハビリテーション事業の着手

---

\* すぎきよしひろ ながさきふみあき 北海道盲導犬協会

〒005 北海道札幌市南区南30条西8-1-1 電話 011-582-8222 FAX 011-582-7715

に大きく役立つこととなった。

現在の施設が完成した翌年の1991年からは、道内の視覚障害者を対象とした入所・訪問型の社会適応訓練や、視覚障害児・医療関係者に対するサービスおよび講習などの提供も可能となってきた。

ここでは協会が行っている事業の内容と現状について紹介する。

## I. 各事業の現状

### 1. 盲導犬事業

盲導犬の育成計画は、①適性犬確保のための繁殖、②健やかな発育と優れた資質を維持あるいは形成し、社会性を豊かにするための一般奉仕家庭によるパピーウォーキングとその指導、③適性犬に対する訓練、④クライアントと盲導犬のマッチング、⑤クライアントに対する歩行指導、⑥ユーザーに対するフォローアップから構成されている。

協会のこれらについての概略を以下に示す。

#### 1) 繁殖

視覚障害者にとって歩行しやすく共に暮らしやすい盲導犬を安定的に育成する基本は繁殖にある。協会では盲導犬に使用する犬種にレトリバー系を用いているが、これは体型や性質・作業能力などに適性を認めるからであると同時に、垂れた耳・穏やかで親しみのある顔が社会に受け入れやすいことも考慮に入れているからである。ちなみにスペインではその国民性からシェパードが使用されているが、日本では警察犬や軍用犬といったイメージが強く、また、その精悍な容貌からバスや地下鉄に乗り込む際、不安をもたれることも多い。誤解も多分にあるが、ラブラドル＝盲導犬というのも社会啓発に一役買っている。

しかし、ここで言う繁殖はこの犬種を用いればよいということではなく、如何に適性をもった個体を作出するかということにある。近年、盲導犬を使用する視覚障害者の多様化が進んでいる。適切な表現ではないかも知れないが、車で言えばマニュアル車のような操作ができる人だけではなくオートマチック車が必要な人たちが盲導犬を使用しつつある。科学技術の発達がそうであるよう

に、より快適に使用できることと、ユーザーのニーズに対応することを我々は心掛けなければならないが、盲導犬においてこれを達成し得るのは訓練技術もさることながら、まさに繁殖であると考えている。

それぞれに盲導犬としての適性を備えたラブラドルとゴールデン・レトリバーの一代種の作出、生後8週齢までの仔犬のS-Rデータの蓄積、凍結法による精子の保存と交流など、将来に向けた試みがなされている。

## 2) パピーウォーキング

肉体的に見て犬の成長は初めの1年で人間の成人の域にまで達する。この1年を単に肉体の成長に終わらせる事なく、多くの経験を通じて社会性と人間に対する信頼を育むため、6～7週齢になると仔犬はパピーウォーカー（PW）と呼ばれる一般奉仕家庭に預けられる。PWは盲導犬の訓練について全くの素人であるが、そこで育った犬たちは専門職のいる訓練所よりはるかに貴重な実生活に即した社会経験を積むことができる。協会は定期訪問とPWの来所による講習会を毎月交互に繰り返し、指導とデータの蓄積にあっている。

## 3) 訓練

北海道における冬季の歩行環境を考えたとき、雪道歩行を抜きにすることはできない。白黒に近い色覚を持つ犬が、コントラストの低い雪道で地上50～60センチの高さから、降雪や除雪によって日々変わる道路の端をキープしつつ、曖昧な交差点の切れ目を発見するまでには戸惑いや好奇心などさまざまな反応がある。協会ではすべての訓練犬がこの雪道歩行の経験をもつようなスケジュールで訓練を行っている。

9月→PWから一斉に犬を引き上げ、適性検査および初期訓練

10月～12月→第1期訓練はアーリートレーニングとも呼ばれ、盲導犬に必要な初期から中期の訓練

1月～3月→第2期訓練は複雑な障害物の回避や雪道歩行など中期から後期にかけての訓練

4月→アイマスク歩行により訓練の見直しや補強など最終訓練と評価

5月～8月→クライアントへの歩行指導

犬の訓練は80時間以上とし、そのほかに服従訓練を行っているが、先に述べ

た繁殖・パピーウォーキングの充実や、毎日5回以上は繰り返される排泄やグルーミングの為の犬舎棟内での移動を、リード歩行の訓練課目に取り入れるなど、後に盲導犬を使用する視覚障害者が容易に取り扱えるよう正の強化による学習理論に基づいて、何げない動作や行動の習慣化を図っている。また、まだ充実しているとは言えないが、GDT（Guide dog Trainer）やGDMIの養成はGDMI Tutorにより3年から5年をかけて行われ、その課目の中には日本ライトハウスの歩行養成受講も含まれている。

#### 4) マッチング

すべての盲導犬はその作業において共通性をもっているが、それぞれが個々のキャラクターをもつ犬であり、そこには当然使用するクライアントとの歩行・生活・性格面における相性がある。お互いが良きパートナーとなり、この先8～10年を快適に歩行し、生活するうえでマッチングは慎重に検討されなければならない。そのため協会では申し込み者に対し、必ず生活地での面接調査を行い、体型・性格・保有感覚・歩行能力・歩行環境などの資料を基に数頭の候補犬を選び、さらに入所後3日のうちに決定するシステムを採っている。

#### 5) 歩行指導

盲導犬との歩行を希望する視覚障害者は4週間（代替者は2週間）の歩行指導を受ける。この指導は原則的に協会へ入所して行われるが、2頭目以降のいわゆる代替犬を取得する場合は自宅において指導を受けることもできる。将来的には初めてのクライアントに対しても在宅での指導が可能になると思われるが、現状では人的・質的な面で課題が残されている。

歩行指導は全国8施設が加盟する日本盲人社会福祉施設協議会リハビリテーション部会盲導犬委員会が策定した盲導犬歩行指導計画基準に沿って進められているが、歩行訓練士とGDMIの両方の資格をもつ指導員が行った場合、特にファミリアリゼーションや日常生活動作の指導にその知識を活用している。また、協会の歩行指導は後に紹介する盲導犬以外の社会適応訓練事業のクラスと並行して行われることが多く、白杖歩行や点字・調理・情報機器などそれぞれが目指す目標は違っていても、お互いの情報交換や受障まもないクライアントへのグループケアの役割も果している。

## 6) フォローアップ

少し乱暴な言い方だが「フォローアップのない歩行指導は、犯罪行為に等しい」という意見を盲導犬学校国際連盟の会議の合間に聞いたことがある。操舵・航海術を教えておいて、海図を渡さないかあるいはその確認をしないで大海に放り出すようなものだという事らしい。協会では少なくとも初めての歩行指導を施設で受ける場合、ユーザーに対するフォローアップはサービスではなく義務であると考えている。自宅を基点としたコースはユーザーにとって既知であるかも知れないが、既知の知の程度を確認したり、新たにファミリーアリエーションを行う必要がある場合、盲導犬歩行の概念を共有するGDMIによるフォローアップは訓練と実地での歩行に整合性を持たせることができる。盲導犬との歩行がいわゆる晴眼者の歩行ではなく、交差点の発見や方向変換において、ある種機械的な手続きを経なければならないことを考えれば、また、如何に操舵だけでなく航海術を施設において指導したとしても、訓練の終了がユーザーの新たな生活のスタートであることを考えるならば、生活の基盤となるコースを共に確認することで自信と安心が生まれ、その日から実用歩行が可能となる。彼らが求めてきたものは真にこの実用歩行であり、我々はそのまでの責任を負うと考えている。その後の行動計画や範囲は彼ら自身が決定することであり、協会は要請と必要に応じてフォローアップサービスを行う。このほかに協会ではユーザーからの定期文書による報告の内容や初めての積雪時、転居・高齢化に対してもフォローアップを行っている。

## 2. 札幌市中途失明者社会適応訓練（訪問指導）

札幌市内の中途視覚障害者を対象とした訪問による白杖歩行訓練が開始したのは1983年で、10年を経過しており、その間に3名の指導員が訓練に携わっている。1983年～1990年・1990年～1991年・1991年～に分かれるが、全ケース数は1994年待機者数を含めて128名に及んでいる。ここでは、1991年～1993年の53名にスポットをあて現状を紹介する。その前に簡単に事業運用の概略を述べるが、訓練を受けるための手続きは図1の通りである。申込みは随時受け付けており、電話による本人や家族、病院（医師・看護婦・MSW）などからの問

い合わせがありしだい、専任の歩行指導員が訪問による面接をして訓練の説明、日常生活上での諸問題、家族に対する指導を行なっている。

対象者は、満15才以上で札幌市内に居住し身体障害者手帳の交付を受けている者である。訓練期間は概ね6ヶ月という規定はあるが、本人が目的を達成するまでとしている。

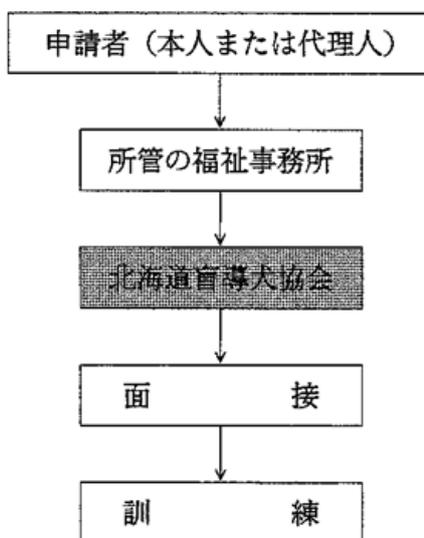


図1 申込み手続き

#### 1) 過去3年間の訓練総数

91年度は17名、214回の訓練、92年度は17名、212回、93年度は19名、279回の訓練を実施した。

#### 2) 視覚障害原因疾患（表1）

過去3年間の視覚障害原因疾患は表1の通りである。網膜色素変性症、糖尿病による障害が多い。

#### 3) 年齢構成と男女比（表2）

年齢構成からみると40代からの訓練者が多く高齢化の傾向にあり女性の訓練希望者が多い。

#### 4) 訓練の状況

訓練は週1回または2回というようにクライアントの障害の状態に応じて曜日を指定して実施している。現在は中途の視覚障害者だけでなく先天の視覚障

表1 視覚障害原因疾患

障 害 名	3年度	4年度	5年度	計
網膜色素変性症	5	2	5	12
糖尿病	6	3	2	11
緑内障	—	3	2	5
視神経萎縮	2	—	2	4
ペーチェット病	—	2	1	3
小眼球	1	—	2	3
強度近視	—	—	2	2
角膜白斑	1	—	1	2
白内障	2	—	—	2
ぶどう膜炎	—	1	1	2
無眼球症	1	—	—	1
網膜剥離	1	—	—	1
その他	2	2	1	5
計	21	13	19	53

表2 年齢構成と男女比

年 齢	3 年 度			4 年 度			5 年 度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
20代	1	3	4	1	—	1	—	2	2
30代	—	1	1	1	2	3	2	2	4
40代	3	3	6	2	1	3	1	3	4
50代	—	3	3	1	2	3	2	4	6
60代～	5	2	7	1	2	3	—	3	3
計	9	12	21	6	7	13	5	14	19

害者も必要性を感じているケースが多いため中途・先天は問わずに指導にあたっている。

訓練の申込み理由は様々で、ゴミステーションまでゴミを捨てに行けるようになりたい、糖尿病で運動の為に歩きたい、郵便局やスーパーなどの買い物に一人で行きたい、仕事を持っているケースや、休職中で復職を希望しているケースは勤務先まで行きたいなどである。訓練を開始する場所は、そのケースの必要な時に必要な場所で実施することが望ましいため自宅、病院、施設、勤務先など、その場に応じて対応している。

面接時に口頭での初期評価を行うが、失明して間もないケースは身辺管理・日常生活の訓練についても実施している。また、福祉サービスについても知らない場合が多く、訓練の休憩時間に説明をしている。人工透析をしているケースで、点字を習いたい、体調がその日によって差があるためどうしても通所での訓練は難しく、また歩行も長い時間は取れないこともあって歩行と組み合わせで実施している。

訓練期間は概ね6カ月となつてはいるが、年間を通して随時開始するので、冬期間の積雪を考えると6カ月の訓練期間では難しいということもある。そのため、本人の疾病の状態、能力等を考えて本人の目標に到達するまでとしている。雪道歩行は本人の必要度に応じているが、勤務先への通勤のための歩行などはなくてはならないものであり、保有視覚がある、ないにかかわらず重要である。冬が長い北海道、まして積雪量が多い札幌では、雪道の訓練は必要である。積雪量によって道路状況にかなりの変化があるので、ただ雪が多い時期に訓練するのではなく、新雪の状態、根雪の状態、残雪の状態に合わせた訓練も行っている。

雪道歩行があるから訓練が長期化するのではなく、やはり第一の要因は全国的な傾向にある高齢化・重複化にあるように思える。

### 3. 北海道中途視覚障害者社会適応推進事業（短期入所）

#### 1) 事業開始の目的

当事業は北海道からの補助を受けて、1991年（実質的には1992年）より実施

している。事業の目的は実施要綱には次のように記してある。「在宅の中途視覚障害者に対してその障害の発生から社会復帰に至るまで各段階に応じた各種訓練機会の場を提供し、地域での自立した生活と障害者福祉の増進を図ることを目的として次の訓練事業を実施する」

短期入所の目的としては、「在宅の中途視覚障害者に対して入所による日常生活動作訓練、コミュニケーション訓練等の訓練機会を提供し、その生活自立を促進する」と唱えてある。事業の目的にあるように、その障害の各段階に応じた各種訓練という点を重視して訓練を進めているが、障害を受容して生活訓練に目を向けはじめた時期の心理状態等に配慮しているのはもちろんである。

## 2) 対象者と手続き

対象者は、次のとおりである。

1. 対象者は、18歳以上の中途視覚障害者であって、長期にわたる入所訓練が困難な者

2. 施設・病院等入所入院中のものにあつては、当該施設長、または病院長の訓練許可を得られる者

身障手帳の所持にかかわらず訓練を受けることができる。手続きは図2のとおりで申込みがありしだい面接を実施するが、面接場所は本人の自宅、または病院・施設としている。その時に本人が抱える諸問題、本人と関わりをもつ家族、または職員に対しての助言も必要に応じて実施している。

## 3) 訓練内容

訓練内容を以下に記すが、詳細は省略する。

- ・感覚訓練
- ・日常生活動作訓練（身辺管理、家事管理、調理訓練）
- ・白杖歩行訓練（屋内・屋外歩行）
- ・電子機器使用訓練（モーワットセンサー）
- ・コミュニケーション訓練（点字、ハンドライティング、カナタイプ等）
- ・ロービジョン訓練（補助具の選定と使用訓練）
- ・職業前訓練（盲人用ワープロ・パソコン使用訓練）

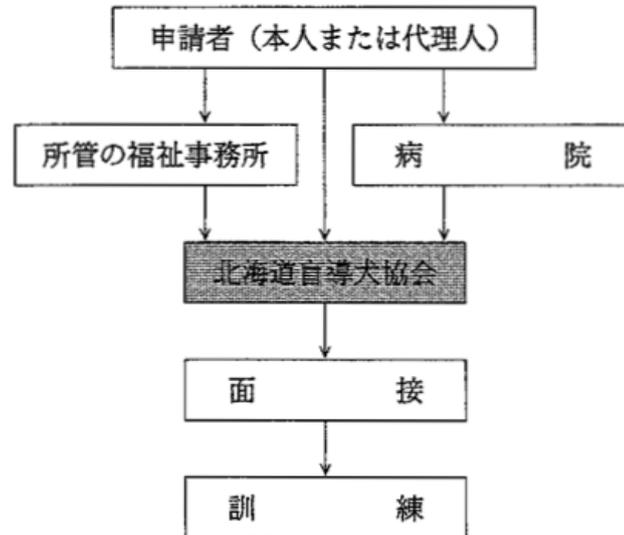


図2 申込み手続き

#### 4) 訓練の進め方

1回の訓練期間は3週間以内となっており、合併症のあるケースや、本人の希望する訓練内容などにより2週間という期間でも実施している。担当職員は7名で、専任ではなく、兼任で訓練にあっている。白杖歩行訓練は日本ライトハウスの歩行養成を修了したものが担当している。

入所の定員は1～5名で、できるだけ1名だけの訓練ということは避け、盲導犬の共同訓練に合わせて実施するようにしている。理由として受障して間もないケースの場合、どうしても目が不自由なのは自分一人で、家族もやはり晴眼者であるという孤立した考えに陥りやすい。そのため、同じ障害を持つ者同志が生活して会話をすることにより自分だけがその苦しみを味わってきたのではないことがわかり、支えにもなるからである。

訓練時間は1時限が50分で午前3時限、午後3時限の計6時限で構成しており、9:00～16:20となっている。

訓練内容は面接時に口頭での日常生活の初期評価を行い、本人の一番必要なものから行うことにしている。訓練の中で感覚訓練、時事教養、講義（福祉サービス、盲人用具の説明）は必修にしており、その他の訓練内容から2～3の訓練を実施している。例えば、受障して間もないケースが入所した場合日常生活

動作訓練の身辺管理・家事管理と歩行を主目的とした訓練内容となる。3週間のカリキュラムを作成し、ケース会議を開いてケースの進捗状況に合わせてカリキュラムを組み替えながら実施している。歩行訓練、点字訓練、調理訓練は個人指導をしておりその他の訓練は集団指導で実施している。

歩行訓練の進め方は館内歩行、次に訓練地域を利用しての屋外歩行の順である。歩行を主に実施する場合の訓練時間は毎日1時限から2時限を組み、3週間で30回程度の訓練回数になる。毎日訓練を実施する理由として、協会付近が訓練初期の訓練地域として適していないため自由時間に単独歩行ができないのが第1の理由である。面接時に聴取した本人の目標としている可能な目的地があればフォローアップを必ず行うことにしている。道内を対象としているためフォローアップの方法には違いがあり、①移動時間が2時間以内であれば週1回で3～5回、②移動時間が2時間以上であれば3日間程度滞在して実施する。①の方法で実施するのが妥当ではあるが、移動時間が2時間～6時間かかる地域においてはやむを得ず②の方法を取らざるを得ないのが現状である。協会の訓練方法は、生活地域でない地域での訓練、いわゆるBタイプ訓練に主体を置いた生活地域での訓練、いわゆるAタイプ訓練との混合型訓練といえる（芝田、1990）。

日常生活動作訓練（身辺管理・家事管理）は3週間で15回程度のカリキュラムを作成して指導にあたっている。日常生活動作訓練の希望者は、カリキュラムだけをこなすのではなく日常生活訓練室という1LDKの部屋で、入所中指導された内容を復習しながら生活をしてもらうようにしている。調理訓練は、例えば単身者用、家族向け用というように本人の状況に合わせ、また、糖尿病や高血圧症などの食事療法にも配慮しながら指導している。

点字訓練は、週に2時限～3時限の訓練時間で自習時間を活用させるようにしている。点字を習得するという事は3週間という期間では不可能であるため、次回入所するまでテープ教材を渡し学習するように指示している。音声ワープロ・パソコン訓練は歩行・生活面ではすでに自立し、この課目に絞って希望してくる場合が多い。必修課目と歩行の他、3週間で毎日2時限、計30回程度で指導している。初回入所では進捗の差はあるが書いた文章を印刷できるまで

になる。

#### 5) 短期入所訓練の有効性

協会の社会適応訓練は必要がある時に必要な訓練をしていく方針で進めているが、今までの傾向からみてこのような短期入所による訓練方法は以下の対象者に有効であると思われる。

- ①入院治療の結果、視覚の低下があり、退院をひかえて家庭での日常生活に不安を感じている。
- ②内部障害などの合併症がある。
- ③技術修得の必要性を感じつつもそれぞれの理由で入所型の訓練にためらいや不安をもっている。

この3点だけということではなく、他にも様々なケースの幅広いニーズに答えることができるのではなかろうか。

### 4. 関連事業

#### 1) 盲重複児現場実習

北海道高等盲学校の依頼を受けて、1983年より重複学級の生徒を対象に夏と冬にそれぞれ数回に分けて年間20名程度を受け入れている。当初の目的は作業意欲の向上や対人関係を養うこととし、協会内の施設の清掃や除雪、草刈りといった基礎的な作業を実施していたが、最近では生徒の重度化が進み、作業内容も紙折りや袋詰め、そしてリベットボードといった座って手先を使う感覚的要素を含んだ作業が中心となっている。また、目的も挨拶や自己紹介などのコミュニケーションと、単純作業の持続などを重視するようにしている。

#### 2) 視覚障害児体験学習

盲学校に入学している全盲児を持つ親の会から依頼があり、昨年度から春と夏の休みを利用し2泊3日で開催している。対象は盲学校（おもに小学部）に通っている全盲児とその家族で、この体験学習では単に児童の日常生活面の向上をはかるためだけではなく、家族に対しての指導も重要と考えている。家族には、見学の中から指導法、対応等を学んで日常生活に役立ててもらうことも目的としている。参加者は職員の対応できる人数を考えて6家族（視覚障害児

6名、母親6名、兄弟5名）としている。

### 3) 視覚障害リハビリセミナー

福祉専門学校やORT養成の専門学校から依頼があり、年間3～4回程度実施している。内容は視覚障害リハビリテーションについての講義、手引きについての講義・実技、アイマスクやシミュレーションレンズを使用する館内歩行、食事などの模擬体験学習を行うことによって視覚障害についての知識を提供している。

### 4) 医療関係者に対する講習

病院看護婦から依頼があって訪問指導することがきっかけとなり、実施したケースが多いが、眼科看護研究会などでの講演を通じて市内のみならず、道内の医療関係者からの相談や見学等も増加している。今後の早期リハビリテーションを考えた時、医療との連携は重要な項目であると位置づけ、講習会を協会、並びに眼科病棟などで行っている。

### 5) 手引き講習会

北海道内の各地方自治体や障害者団体、学校等から依頼があり、年間で5回程度行っている。また、最近では企業の社会貢献活動がさかんになり、協会でも担当者をボランティアとして受け入れたり、社員講習等を要請により行っている。これら企業や一般社会の障害者を受け入れる姿勢がみられる今日、盲導犬を含めさらに積極的な啓発活動を展開していきたいと考えている。

### 6) 音声ワープロ・パソコン訓練

入所訓練（道の社会適応推進事業）を基本に導入したものであり、札幌市内の視覚障害者は対象となっていなかったが、要望が多いため行政側からの金銭援助がないままに単独事業として平成2年から現在まで20名実施している。訓練は通所の場合、週1回6カ月程度である。

## II. 今後の課題

### 1. 指導職員の不足

これまでに紹介した事業を、協会では事務部4名、指導部9名で行っているため、少ない職員が兼任で業務にあたっているのが実状である。職員増員は是

非とも必要であるが、一施設にとってそう容易なことではない。しかし、一施設であるからこそ、リハビリテーション後発の地であった北海道において、さまざまな発想のもと、これらの事業を短期のうちに展開できたと感じている。今後も経営基盤を安定させ、行政へも働きかけることで、さらに大きな潮流を作っていかなければならないと考えている。

厚生省では「障害者対策長期計画」として、「障害者の明るい暮らし促進事業」のメニュー事業により盲導犬を2001年には現在の実働数の3倍、2600頭にする計画がある。指導員を養成するための財政面も考えた援助を期待している。どの事業についても専任の指導員が確保できて少し足りない部分を兼任する体制が整備されれば職員一人に対する負担が軽減し、質の向上にもつながっていくように思える。小さな組織からのリハビリテーション事業のスタートであるが、前述の行政への働きかけを含めその充実を図っていきたい。

## 2. 関係機関との連携

協会の事業を福祉事務所、病院等の関係機関が十分に理解しているとは言えないが、徐々に浸透しつつある状況である。途中で視覚に障害を生じたケースが接するのはこれら関係機関が先であり、視覚障害リハビリテーションについての情報を知らなければ早期にリハビリテーションに進むことはできない。視覚障害者やその家族も障害の受容の状態、ひいてはモチベーションや生活の安定などによって差があるため受け入れ時期はまちまちであろうが、情報を知っていけば落ち着いた時に活用することができるであろう。

これまで以上に関係機関に対して視覚障害リハビリテーションの理解を深めてもらう活動をすると共に、京都府にみられるようなリハビリテーションネットワーク作りについても構想をねっていきたいと考えている。

## おわりに

協会が社会適応訓練事業を始めるにあたって大きな逡巡があった。盲導犬育成とその他の社会適応訓練は、知識・技術だけをとってみてもそれぞれが一分野をなす科学であるという専門性の問題と同時に、その収入のほとんどを寄付

に頼る一民間団体が先駆的に取り組むには大きな負担となる経済的問題もあったからだ。たとえ視覚障害者のニーズをそこに認めたとしても安易に取り組める事業ではなかった。しかし、歩行訓練士とGDMIの養成が進むにつれ、また本棟新築計画が決定されたことでこれまで紹介してきた社会適応訓練が始まった。これら事業の特徴は短期入所によることや、フォローアップを重視していることがあげられるが、さらに将来に目を向けたとき、関連事業で紹介した医療を中心とした機関へのアプローチが北海道における視覚障害リハビリテーションの確立に大きく貢献するものであるとも考えている。

小人数での組織であるがゆえに幅広い知識を要求されるという不安を感じつつも、この事業を始めたときのように一つ一つの問題に検討を重ねながら、解決していきたいと考え、各方面からの助言を期待している。

#### 参考文献

芝田裕一 1990 視覚障害者の社会適応訓練. 日本ライトハウス.

#### 《インフォメーション2 図書》

音が見えた！ 中途失明の音楽教師が見つんだもの （三宅勝）

1993年10月刊 ¥1442 エルピス社

わかりやすいリハビリテーション—社会的リハビリテーションを中心に—

1994年3月刊 （財）日本障害者リハビリテーション協会